

被扶養者の年収が130万円以上の扶養認定

- ・ 被扶養者認定は給与明細書等で確認していますが、それに加えR.5年に年収130万円以上となる場合、一時的な収入変動による **事業主証明書の添付** で扶養者認定可能。
※「一時的な事情」として認定を行うため、同一者で原則 **連続2回が上限** です。

「一時的な収入変動」により年収130万円以上が見込まれる被扶養者への対応

- ・ 下記手順にて「一時的な収入変動」がある方の扶養認定を行います。
 - ① 本人より健保へ個別にご連絡いただくか、または健保から本人へ通知します。
 - ② 対象者は、翌年1月末迄に「源泉徴収票」と「**事業主証明書**」を健保まで提出。

R4.1

年収120万円

R.5.1

人手不足による残業など
年収(見込み)130万円以上

R.5.10

R.6.1末

<従来通り>

・課税非課税証明書(前年度収入)

・直近の収入証明(コピー)

① 給与明細3ヶ月分

② 年金受給者は年金支給通知書

被
扶
養
者
確
認

<R.6.1末までに下記書類を提出>

・前年度の源泉徴収票

・**一時的な収入変動の事業主証明書**

により130万円以上でも扶養認定

制度について

- ・ 今回の措置は、令和5・6年の2年間の対応を想定しています。現在、令和7年予定の次期年金制度改正が議論されており、変更等があればあらためてご連絡します。
- ・ 「一時的な収入変動」とは、該当事業所の従業員が退職、休職または事業所全体の業務量増加による残業手当増、臨時的に支払われる繁忙期手当などが想定されます。
- ・ 「一時的な収入変動」の上限額は明示されていませんが、基本給の増や恒常的な手当の新設等、今後も引続き収入増が確実な場合、一時的な収入変動とは認められません。

対象者について

- ・ 今回の措置は、配偶者だけでなく、被扶養者全員が対象となります。
- ・ 収入要件について、通常の130万円未満だけでなく、60歳以上または障害年金受給者の収入要件180万円未満の判定可否にも適用されます。
- ・ 労働契約で労働日数や時間を確定しない「シフト制」も対象となります。
- ・ 自営業者やフリーランスの方は、特定の事業主と雇用関係にないため対象外となります。

事業主の証明について

- ・ 事業主の証明書用紙を別紙添付していますので、記入事項等ご参照願います。
- ・ 対象者は、翌年1月末迄に「源泉徴収票」と「事業主の証明書」を健保までご提出下さい。